

輸送の安全の確保命令に 対する是正報告書

令和8年9月28日

東海汽船株式会社

代表取締役社長 山崎潤一

令和 8 年 8 月 28 日付け関海運第 51 号により命ぜられた輸送の安全の確保に関する命令について、当社が実施した是正措置及び今後実施する改善措置を、下記のとおり報告します。

1. 報告の趣旨

当社は、令和 8 年 9 月 17 日付けで提出した「事業停止処分に係る改善計画書」において、一連の事案に関する事実確認及び原因分析を行い、個々の違反事実に対する再発防止策に加え、経営トップの関与、安全統括・運航管理体制、アルコール管理、教育・訓練、相談・内部通報、内部統制及び改善措置の実効性確認等を含む、安全管理体制全体の見直しについて整理しました。

本報告は、同改善計画書を基礎として、関海運第 51 号において命ぜられた事項に対応する原因分析、既に実施した是正措置及び今後実施する再発防止策を取りまとめたものです。

2. 原因分析及び再発防止策

関海運第 51 号において命ぜられた事項ごとの原因分析及び再発防止策は、別添 1「輸送の安全の確保に関する命令事項に対する原因分析及び再発防止策」のとおりです。

別添 1 は、令和 8 年 9 月 17 日付けで提出した改善計画書の別添 1 を基礎とし、関海運第 51 号の命令事項との対応が明確となるよう整理したものです。

また、特別調査委員会からの提言を踏まえた安全管理体制全体の改善については、別添 2「特別調査委員会の提言への対応」のとおりです。

別添 1 及び別添 2 に記載した措置を一体として実施することにより、個々の違反事実の是正にとどまらず、規程と実際の業務との乖離を会社自らが把握し、安全上の問題を発見、評価、是正するとともに、その定着及び効果まで継続して確認する安全管理体制へ見直します。

3. 改善措置の実施管理

改善計画に掲げた各措置については、代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、関係執行役員、安全統括管理者、運航管理者及び関係部長等で構成する安全管理強化委員会において進捗及び実効性を確認します。

安全管理強化委員会は毎月開催し、アルコール管理に関する施策、コンプライアンス及び内部統制に関する施策その他の改善計画全体について、実施状況、現場への定着状況及び効果を確認します。

各改善項目については、担当する役員及び部署、実施責任者、実施時期並びに確認方法を明確にします。進捗の遅れ又は効果が十分でない事項が確認された場合は、その原因を確認し、必要な対応及び新たな実施時期を定めます。

人員、予算その他の経営判断を必要とする事項については、経営トップが必要な判断を行い、重要事項及び改善計画全体の進捗については取締役会へ報告します。また、経営トップその他の役職者に異動があった場合においても、改善計画の内容、進捗及び残された課題を確実に引き継ぎ、会社として継続して取り組みます。

4. 外部の知見を活用した確認

安全管理規程等の総点検及び日常の安全管理については、海事行政及び船舶の安全管理に関する専門的知見を有する外部人材から助言及び支援を受けます。

これとは別に、当社の業務執行から独立した第三者による安全管理体制の検証について、特別調査委員会からの紹介を受けた外部専門家等と、検証の目的、対象範囲、方法、必要資料及び実施時期を協議し、令和8年12月までに検証を行う体制を構築します。

第三者による検証結果及び助言については、安全管理強化委員会及び取締役会に報告し、必要な改善に反映します。

5. 実施計画

別添1及び別添2に記載した改善措置の具体的な実施時期については、別紙「改善措置工程表」のとおりです。

工程表は令和8年10月から令和9年9月までの1年間を対象とし、安全管理強化委員会において毎月進捗を確認します。外部機関との調整その他の事情により当初の予定を変更する場合は、変更理由及び代替となる実施時期を確認した上で工程を見直し、改善措置を確実に実施します。

以上